

総社市総社駅南地区土地区画整理事業費特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第5号

総社市総社駅南地区土地区画整理事業費特別会計条例を廃止する条例

総社市総社駅南地区土地区画整理事業費特別会計条例（平成17年総社市条例第50号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 総社市総社駅南地区土地区画整理事業費特別会計の平成30年度分の歳入歳出及び決算については、なお従前の例による。